

見舞金制度

安心して快適に楽しんでいただくために、万が一施設内でケガをしたときにバックアップする見舞金

施設内で突発的にケガをし、通院・入院をした時等にお支払いします。

日数	1日以上 7日以内	8日以上 14日以内	15日以上 30日以内	31日以上
通院見舞金 (通院実日数別) ※ 1	10,000円	20,000円	30,000円	50,000円
入院見舞金 (入院日数別) ※ 1	20,000円	30,000円	50,000円	100,000円
死亡・後遺障害見舞金 (障害等級第1級～第5級) ※ 2	100,000円			

※1事故の日から180日を経過した後の入院・通院については、入院・通院日数に含めません。また、接骨院・整骨院・整体院等への入院・通院は、入院・通院日数に含めません。

※2事故の日(会員が傷害を被った日をいいます)から180日以内に死亡または後遺障害が生じた場合に、死亡・後遺障害見舞金を支払います。なお、後遺障害の障害等級は、「厚生労働省:労働者災害補償保険法施行規則 別表第一 障害等級表」の障害等級に準じます。

- ・見舞金支払い対象となった事故の発生日から1年以内に事故が発生した場合には、同一の種類の見舞金は支払いません。
- ・一つの事故に起因する「入院見舞金」「通院見舞金」の合計支払額は、10万円を限度とします。

Q 見舞金はどんな時にもらえますか？

A 施設内で突発的にケガをし、医療機関に通院・入院をした時等にお受取りいただけます。
(整骨院・接骨院・整体院等で受ける医療類似行為を除きます。)

Q 見舞金は家族も対象？

A あんしんプラス会員ご本人のみが対象です。
尚、福利厚生サービスは2親等までが対象範囲です。

Q 子どもの治療費は自治体から補助がある、見舞金は受取れるの？

A 治療費の支払いの有無に関わらず、通院・入院された日数に応じて、見舞金の受取対象となります。

Q 傷害保険に入っていて、ケガの場合保険金が支払われますが、見舞金も受取れますか？

A 見舞金も受取対象となります。ですので万が一の際にご加入いただいていると安心です。